

## 岡山県住生活基本計画懇談会設置要領

### (設置)

- 第1 岡山県住生活基本計画策定に当たり、地域の特性や実情に応じた住宅政策のあり方や推進方策等について広く意見を聞き、県民の豊かな住生活を実現するため、岡山県住生活基本計画懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

### (任務)

- 第2 懇談会は、次の事項について意見を述べる。
- (1) 住宅施策についての基本的な方針
  - (2) 計画における目標
  - (3) 目標達成に必要な施策
  - (4) 計画実施に向けての体制の整備
  - (5) その他知事より意見を求められた事項

### (組織)

- 第3 懇談会は、委員15名以内をもって組織し、委員は、知事が委嘱する。

### (職務)

- 第4 懇談会に会長及び副会長を置き、会員の互選により選出する。
- 2 会長は懇談会を代表し、会務を総理する。
  - 3 会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理する。

### (会議)

- 第5 懇談会の会議は、会長が招集する。
- 2 懇談会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 3 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外のものに対し、資料の提出や懇談会に出席を求め、意見を述べさせることができる。

### (庶務)

- 第6 懇談会の庶務は、岡山県土木部都市局住宅課において行う。

### (その他)

- 第7 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

### (附則)

この要領は、平成18年9月6日から施行する。